

継続助成 応募要領

一般助成と継続助成の違いについては【助成事業について】からご覧ください。

助成対象

助成金

選考

申請

その他

助成対象について

趣旨：中長期的視点において、より多くの障害児・者のQOL向上、社会課題の解決に寄与する事業へ助成します。

1 事業テーマ

A：既存福祉サービスの強化・拡大

(例)

- ・自事業所の環境整備にとどまらず、他地域・他団体への波及、類似課題の解消につながる事業
- ・多職種の連携で、支援者の確保・育成やアウトリーチ強化につながる仕組みづくり、等々

B：新規福祉サービスの創造

(例)

- ・これまでにない発想（画期的）、チャレンジング（挑戦的）、スタートアップ（革新的）な事業
- ・障害児者（難病者含む）本人だけでなく、その家族の就労や社会参加を促進する事業
- ・「制度の狭間」解消に向けた実態調査および調査結果に基づいた周知・啓発・政策提言活動
- ・制度ではカバーできない地域課題解決のためインフォーマルなサービスの創造を目指す事業、等々

※継続助成の趣旨に合致していれば、前例にとらわれることなく、新たな発想をもってご応募ください。

お問い合わせは遠慮なく当財団事務局へ。

2 対象の事業と期間

- ・効果/実績が表れるまで1年以上を要し、また助成終了後も継続的發展が期待される事業
但し、物品購入や改修工事などを主とする事業は不可
- ・助成の期間は、令和8年6月から最長で令和11年3月まで（最長3年間）
- ・申請年数は、3年間もしくは2年間を選択（1年間は不可）

3 対象団体

- ・営利を目的としない、次の法人格を取得している団体（公益財団法人・公益社団法人、一般財団法人・一般社団法人（非営利型に限る）、社会福祉法人、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人ほか）
- ・活動年数や年間収益、利用者数などの団体規模は不問

- ・本店所在地が東日本エリア（愛知県・岐阜県・福井県以东）に所在

【東日本エリア】

北海道・東北地方：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東地方：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部地方：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

5 応募の対象外

- ・助成決定前に実施している事業
- ・すでに定例化もしくはシリーズ化している事業
- ・申請事業の一部もしくは全部が日本国外で実施される事業
- ・一般助成 と 継続助成の併願
- ・活動が政治、宗教、思想などの目的に偏る団体・事業
- ・反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる団体

助成金について

1 助成金額

- ・年度総額1億7,000万円（15件程度）
- ・1件あたり年間上限金額は以下のとおりです。（下限金額は各年とも200万円）
 - 1年目：2,000万円
 - 2年目：1,000万円
 - 3年目：1,000万円（最長3年間 最大4,000万円）

2 助成金の交付

- ・助成が決定したときは、「助成金決定に関する承諾書」、「助成金請求書」、その他必要な書類を提出後、前半期（令和8年6月）と後半期（令和8年12月）に送金いたします。

3 助成金の使途

- ・助成の対象となる費用は、申請事業の実施に直接必要となる経費です。
申請事業以外には使用できません。詳しくは、費目一覧を参考に記入してください。
ダウンロードは、こちらから ▶ [令和7年度版費目一覧](#)
- ・助成金の残金が発生した場合は事業終了後に返還していただきます。

1 選考方法

- ・採否については、外部有識者を中心とした選考委員会にて選考いたします。
なお、最終審査では法人代表者（実施責任者）によるプレゼンテーション（オンライン）を実施します。
- ・スケジュール
受付期間：令和7年11月1日～令和7年12月20日（消印）
選考期間：令和8年1月～4月
採否通知：令和8年5月
交付時期：前半期（令和8年6月）と後半期（令和8年12月）に送金

2 選考のポイント

- ・社会的意義、実現性、独創性、妥当性、波及効果、助成後の自立と継続的發展性などを勘案して、総合的に判断し決定。
- ・助成期間は最長3年間だが、事業の進捗や達成度を年度ごとに審査、継続の可否と助成金額を決定。
審査結果によっては、事業の打ち切り、短縮、延長もあります。（中間審査も実施）
また、審査の過程や結果で、助成金額や事業計画の変更を求めることがあります。
- ・継続2年目以降は、別途事務局より書式を案内。（継続申請書等の提出）

3 選考結果

- ・選考結果については、令和8年5月に全ての申請団体の代表者様宛に郵送にて通知いたします。
なお、採否の理由等に関するお問い合わせには一切応じられませんので予めご了承ください。

4 助成決定後

- ・助成金贈呈式（助成決定先とのリモート懇談会）や報告会への出席をお願いする場合があります。
- ・団体名や申請事業名等を当財団ホームページに掲載させていただきます。
- ・事業成果については全国への波及効果を期待します。情報誌やWEBなどで積極的に公表してください。
- ・事業期間中は四半期ごとに定型フォームにて進捗状況を報告、半期ごとに「支出簿」と領収書を提出、事業終了後は1ヵ月以内に事業全体を総括する「完了報告書」を提出していただきます。

申請について

1 申請方法

- ・助成金申請書を当財団ホームページよりダウンロードして、次の書類と共に事務局宛、ご郵送ください。
申請内容等の事前のご相談については、随時受け付けています。遠慮なく事務局へメールでお問い合わせください。

2 助成金申請書 [継続助成用]

「助成金申請書」等はこちらからダウンロードしてください。

▶ 令和7年度（東日本）継続助成金申請書

「助成金申請書 記入例」を確認して必要事項を記入してください。

▶ 令和7年度（東日本）継続助成金申請書【記入例】

▶ 令和7年度版提出書類チェックシート

※助成金申請書の記入について、ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください。

※状況により改訂することがありますので最新版をご確認ください。

3 提出書類（必須）

①提出書類チェックシート

②助成金申請書

③組織相関図（A4サイズ1枚）：申請事業を遂行するための人員体制と、連携する各事業者・団体の役割および協力関係がわかるもの。

▶組織相関図【記入例】

④費用の根拠となるもの（見積書やカタログ、企画書等）

⑤当年度の事業計画書・活動予算書（または損益計算書等）

⑥所轄庁提出済の直近3年間の事業報告書と決算書（活動計算書または損益計算書に類するもの、貸借対照表、財産目録の3点）

⑦団体資料（案内書 or 紹介記事等）

⑧定款

⑨役員名簿

※提出漏れなど、書類の不備があると審査の対象外となります。

※全書類1部（コピーでも可）をご送付ください。

また可能な限り片面印刷でクリップ留めとしてください。（ホチキスの使用は不可）

※ご送付いただいた書類などの返却はできません。

4 受付期間

令和7年11月1日～令和7年12月20日（消印）

5 注意事項

- ・申請は1法人1件に限ります。
- ・申請書受領後、電話または訪問等により別途書類の提出依頼や問い合わせをする場合があります。
- ・採否に係わる書類に不備があっても連絡いたしません。「提出書類チェックシート」をご確認のうえご送付ください。
- ・申請内容に虚偽の記載が判明した場合、助成決定を取消し、助成金の返還をしていただきます。

6 申請書類の送付先

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号 日本橋室町三井タワー15階
公益財団法人 洲崎福祉財団 事務局宛

その他

個人情報の取り扱いについて

- ・助成金の申請時に提供していただいた個人情報は、選考手続に際し選考委員会等へ提供する他、応募者へ確認事項や選考結果の連絡に利用します。
 - ・助成が決定した場合は、当財団の助成先の公表等に利用します。
- また、助成事業に関する事務手続、アンケートの実施、その他各種お知らせに利用します。